

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年9月2日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年9月2日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ①委員会の運営について ②今後の会議の進め方について ③資料要求について ④説明員の出席要求について ⑤次回の委員会について	継続審査	—

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招集日時	平成28年9月2日（金）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後1時31分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中 の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	田口健作			
遅参委員	なし			
早退委員	掛谷 繁			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参考人	なし			
証人	なし			
説明員	なし			
事務局	議会議務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

本日は早朝より御苦労さまでございます。

ただいまより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

ただいまの御出席は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

開会の冒頭でございますが、本日は傍聴の希望がございまして、委員長のほうで傍聴を許可いたしております。

これからのこの委員会の運営をめぐるしましては、後ほど皆さんに協議をしたいと思います。例えば、証人の出頭とかいろいろなことで、原則公開ではあります公開を望まないという方もおられるやに思いますので、その後は協議をしたいと思います。

本日、報道関係の席を一番前のほうに持ってきてまして、その後ろに一般傍聴人というような形で許可をいたしておりますので、御了解をいただきたいと思います。

それでは、本委員会は地方自治法第98条第1項並びに同法第100条第1項及び第10項の調査権限を委任され、旧アルファビゼンにおいて発生した盗難事件に関して、施設の維持管理に関する事項、被害の状況に関する事項、事件解決後の対応に関する事項について調査を行うものであります。

これらの調査に当たっては、委員各位が十分なる共通認識のもとで委員会を運営する必要がありますことから、委員会調査の一般的事項について事務局からの説明を求めます。

入江議会事務局次長。

○入江議会事務局次長 それでは、失礼します。本委員会の調査に関する一般的事項を改めて事務局のほうから御説明をさせていただきます。

このたび設置されました旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会に関しましては、備前市議会で初めて地方自治法第98条第1項並びに第100条第1項及び第10項に規定されている権限を付された委員会でございますので、その委員会運用面の一般的事項について御説明をさせていただきます。

○橋本委員長 入江君、座ってで結構です。

○入江議会事務局次長 はい。

お手元には審査開始に当たっての説明資料として、一般的事項3点について、これから述べさせていただきます。

まず、このたび成立しました発議に掲げられております調査範囲について申し上げます。

既に委員長からもありましたとおり、調査事項は旧アルファビゼンという施設の維持管理、2番目としてその施設で発生した盗難被害状況、3点目として盗難事件解決後の対応についてでありまして、その項目で法に定められた範囲での調査を行っていただく必要があります。この調査事項を逸脱した審査は厳に慎んでいただき、疑義のあるとき、委員さん方は委員会開催中であつ

てもその都度御指摘をいただき、委員会で協議の上、その是非を決定していただく対応をお願いいたします。

2点目としまして、この委員会に付された法律上の権限は、先ほど申し上げましたとおりでございます。既に条文及びその内容は御確認いただいたものと考えますが、今回資料にも改めて条文全文を載せております。

まず、法第98条第1項は、対象となった市の事務に関する書類の検閲と市長あるいは教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会もしくは監査委員に請求する報告の検査が可能となるものであります。

法第100条第1項は、その事務調査を選挙人及びその他の関係人に出頭を求め、証言並びに記録の提出を請求して行うことができるものです。

法第100条第10項は、その市の事務調査を市内の団体に照会したり、記録の送付を求めることができるものです。

いわゆる百条委員会で最もクローズアップされるのは証人出頭による証言であります。法第98条第1項の検閲する調査、書類、各機関からの報告や、また100条10項の団体に対する照会や記録はその後の調査に非常に大きく関与するものだと考えられます。もとより報告等々の書類で得られる内容と証言で得られる内容をつけ合わせる点で、非常に大きく調査に関与するという点でございます。調査の進展を期す意味でここで特に申し上げておきたいと思っております。いずれの場合も、委員会の決定、議決と申し上げても結構ですが、を経た上で委員長から議長へ、議長から関係先へ請求あるいは照会等々の手続となります。これは、調査全体の正当性を図っておくため、全ての場面、全ての事項において行わなければならないと考えております。煩雑さを理由とするなどした審査手続の簡素化は、事務局としてはお認めすることはできません。

次に、法第100条第1項は、調査における選挙人及びその他の関係人の出頭、証言並びに記録の提出ですが、百条調査に特に付された強い権限であることを認識しております。この権限を執行するに当たっては罰則規定があることから、法に反する事象があるときは、告発という議会は重大な決定をすることとなります。よって、その前段となる出頭、証言並びに記録の提出を求めるときはもちろんのこと、実調査時という証言の最中に運用のそごがあってはならないとも考えております。

最後、3点目として、委員会での発言についてであります。調査追及を優先する余り事実とかけ離れた情報をもとにする発言内容や行き過ぎた口調での発言は、決して調査の進展のためにならないと言えます。調査は、あくまで市議会の品位と権威のもとで行われることが肝要だと事務局では考えております。と申しますのも、この委員会に限らず、審査は原則公開することになると思います。一部規則の規定をもって傍聴を制限するに至った場合でも、秘密会の議決がない限りは審査の内容は公表していくこととなります。調査中の議員、委員としての発言は免責にならないという点は御承知のところではありますが、この百条調査権が付された委員会では証言が行

われれば、その審議を見定めるものともなります。よって、委員そのものの発言にも通常の委員会以上に特に留意をしていただく必要があります。また、委員会における委員長の議事整理権に適切に従っていただき、進行には格段の御協力をいただくということを心にとどめていただきますようお願いを申し上げます。

以上、申しあげましたとおり、この委員会はその運用において調査権限を行使するに当たり、法令、例規を遵守したものとさせていただき、その上でこのたび市議会が意思決定した調査が適切に行えるものにしていただけると考えております。この後、事務局では決めかねる委員会の詳細な運用事項についてお決めをいただき、あらかじめ想定される疑義をできるだけ排除した状態で実調査に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○橋本委員長 事務局の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時47分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続いて、今後の会議の進め方についてでございますが、先ほど事務局から説明のありましたとおり、これらの権限を行使するに当たって必要な運用事項を決定しておくことが必要であると考えます。

この際、暫時休憩をします。

午前 9時47分 休憩

午前11時05分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま休憩中に、いろいろと取りまとめをさせていただきました。

事務局よりその取りまとめを発表させていただきます。

それでは、審査の事前協議機関の設置につきまして、事務局より報告いたします。

石村君。

○石村議事係長 審査の事前協議に当たりましては、事前協議機関を設置する。構成は各会派から1名と正副委員長とする。5会派でございますので、全部で7人ということでございます。

それから、協議事項につきましては、お呼び出しする証人、参考人、質問事項をあらかじめ協議することとなっております。

以上でございます。

○橋本委員長 ただいまの1点目の審査の事前協議機関の設置につきましては、以上のとおりでよろしいか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

続きまして、2点目の資料請求、証人等（説明員、参考人を含む）の出席や聴取の具体的な方法について、取り決め事項を発表いたします。

事務局石村君。

○石村議事係長 まず、尋問時間でございますけれど、人権に配慮して2時間程度、これは拘束時間を含むということで御了解をいただいております。それから、証言の際のメモ、資料の持ち込みについてですが、証人につきましては原則認めない。ただし、場合によっては委員会で許可をすることができるということになっております。それから、提出された記録の証人席への備えつけはあらかじめしておくということでございます。それから、補助者につきましては、事前協議機関で出席される方の要請に基づいて協議をするということでございます。

○橋本委員長 ただいま発表いたしました案で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

それでは、続きまして、調査事項、質問事項の把握についてをお諮りをいたします。

事務局石村君。

○石村議事係長 調査事項、質問事項の把握につきましては、質問は全て通告制とするということでございます。通告内容につきましては事前協議会のほうであらかじめ協議決定をいただきます。それから、関連質問につきましては通告の範囲内で認めるということでございます。

以上でございます。

○橋本委員長 以上、発表のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

それでは、続きまして、公開、公表、記録のあり方について、発表させていただきます。

事務局石村君。

○石村議事係長 委員会は原則公開といたします。なお、個人のプライバシーに関する場合等はその都度委員会で御判断をいただきます。撮影、録音につきましては可能とする。ただし、委員長の許可で、場合によっては制限する場合があるということでございます。

○橋本委員長 ただいまの発表に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

続きまして、最後に予算管理についてを発表いたします。

事務局石村君。

○石村議事係長 申しわけありません。先ほどのもう一点、公開、公表の記録のあり方ですけれども、会議録につきましては全文記録とするというのを、済ませません。

○橋本委員長 追加で、会議録については全文の会議録とすると。要点筆記ではないということで御異議ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

それでは、改めて続きまして予算管理について発表いたします。

石村君。

○石村議事係長 予算管理につきましては、今後委員会の中で顧問弁護士費用等を事前協議会のほうで協議をしていくということでございます。

○橋本委員長 ただいま発表がございましたことにつきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

それでは、ただいま発表いたしましたとおり、今後のこの委員会の運営につきましてはそのように取り計らっていきたいと思います。

事務局石村君。

○石村議事係長 1点補足をさせていただきたいと思います。

先ほど事前協議会についてお認めをいただきました。これはあくまでも事前協議会でありますので、そこで決定した素案をもちまして委員会のほうで最終決定をいただくということでございます。よろしく願いいたします。

○橋本委員長 以上の点につきましても御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

このほかにも会議の運営について御協議をいただくことが生じた場合には、その都度お諮りをいたしますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、次に資料要求についてを議題といたします。

本日、旧アルファビゼンに関するこれまでの経緯を一覧にした資料を事務局に作成させていただきますので、参考としていただきます。

次に、要求すべき資料を決定したいと思いますが、それらにつきましては先ほどの事前協議機関、これ幹事会と私は呼びますが、幹事会で資料請求もしたいと思いますが、ここで皆さんのほうからきょうは実質的には第1回目ですので、こういう資料をぜひとも要求したいということが幹事に選出される予定以外の方であれば、ここで申し述べておいてください。

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時16分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

資料の要求を希望される方の発言を許可いたします。

田原委員。

○田原委員 百条委員会の提案者として、休憩中にも申し上げましたように、刑事事件の控訴期

日が平成29年1月25日、急にそういうような、当初は30年10月3日と聞いていたのですが、急遽そういうものが執行部から発表されました。ということになると、かなり大急ぎで審査をしなければ間に合わなくなるということの中から、まず、開示請求をすると、真っ黒けになってしまう26年1月9日の住民監査請求、それから26年4月2日の住民訴訟、そういうことに関連した一連の資料を委員会に提供していただきたいということと、その当時の担当職員、誰がその事業を担当したかという職員の名前を公開していただきたい。この2点を早急にして、第3回委員会にまず資料要求を、必要があれば証人もしくは参考人として出席をお願いしたい、この2点を提案していきたいと思います。

○橋本委員長 皆さん、それについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないですね。

ほかに、こういう資料をとりあえず次回の、次回が実は3回目になるんです。1回目は正副委員長を決めた委員会が1回目。きょうが2回目。次回は3回目ということです。

3回目にはこれらの資料の提出を要求するというので、ほかにこういった資料が欲しいというようなことはございませんか。

先ほど申し上げておりましたその時効が急に短くなったということで、当初平成30年の何月ですか。

〔「10月3日」と田原委員発言する〕

10月3日というふうな説明を、これは執行部がされておったんですか。

〔「ええ」と田原委員発言する〕

そういった、誰からそのようなことを聞いたかというようなことは必要にございませんか。

〔「資料もろうたよ」と田原委員発言する〕

えっ、ちょっと待ってください。

先ほどの田原委員の資料要求が、住民監査請求のときにいろいろ向こうが取りそろえた一連の資料という、その極めて曖昧な要求になろうかと思うんで、それらの資料名とそれから要求の理由を確定をしなければならぬという事務局のほうの助言がございました。これは、ですから、幹事会、事前協議機関で協議したいと思いますので、一応皆さんには了解をとった上で、かくかくしかじか、こういう具体名の資料であるかというようなことは決定しなければならぬんですね。しないとできない。

〔「次回、幹事会」と呼ぶ者あり〕

幹事会で絞り込んで具体名称を上げたいと思いますので。

田原委員。

○田原委員 一括いうわけにいかんのですか。全てというわけには。

○橋本委員長 一括で、これの一連の書類というような漠然とした資料要求はできないんではないかなというふうに思います。事務局いかがでしょうか。事務局、振って悪いですか。

事務局石村君。

○石村議事係長 要求するに当たっては、具体的な資料名と理由をいただきたいと考えております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ここで一々言うべきですか。

○橋本委員長 いや、ここでなくても幹事会で。

〔「幹事会でよろしいですか」と田原委員発言する〕

幹事会でいいです。幹事にも就任予定でございますので。

〔「わかりました。ぜひ幹事にしてください」と田原委員発言する〕

ちょっと待ってください。今事務局が、ここで具体名称と要求理由を言わんと次の委員会には間に合わんそうです。

〔「でしょう」と田原委員発言する〕

じゃ、休憩して幹事会を開きますか。それとも、具体名称ございますか、今。そこであればそれを口頭で構いませんから列記してください。

田原委員。

○田原委員 それでは、まず被害状況調査。何をとられ、どのようなことがなっておるのか。それから、盗難届の156万円という盗難届を出しましたその算定の積算根拠。それから、立会者、要するにあれは貸してたはずです。戻してもらったときに誰が立ち会ったのか。それから、相手側の、返してもろうたんでしょ。返してもろうた相手側の立ち会い者は誰々か。賃貸借契約の返還時の立ち会い、それから犯罪が発覚したときの立ち会いの方。それから、中国電力、中国保安協会が査定したはずです。そういうふう聞いてます。その査定された調査事項。それから、アルファ問題について執行部が監査委員に出した一連の報告事項。一連というのが、何月何日にこうしました、何月何日にこうしましたと……。

○橋本委員長 時系列の。

○田原委員 そうそう、時系列の報告をしているはずです。とりあえずそれぐらいか。

○橋本委員長 理由は。

○田原委員 理由。

○橋本委員長 はい、理由も言えと。

○田原委員 理由は百条委員会に、調査に必要なから。

○橋本委員長 そういう理由でよろしいですか。

〔「そういう理由になろう、なろう」と田原委員発言する〕

暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま守井委員が、そういうものは書面でもって要求をされたしということでございます。

でありますので、その書面をつくる時間が必要でございます。再開を1時ということで、1時まで休憩をいたします。

午前 11時25分 休憩

午後 1時00分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前に次回の委員会で資料を要求したい旨の田原委員から提案がございました。それにつきましては、文書でなされるべきだということで、休憩中に文書を作成をいたしました。お手元に皆さん、配付してあるとおりでございます。提出を求める資料で、①②③のそれぞれの資料、理由といたしましては、施設の維持管理及び被害の状況について調査をするためということでございます。

このような資料を市長部局に、②につきましては監査事務局だそうですが、これらを資料要求するというに皆さん御異議ございませんか。

守井委員。

○守井委員 この文書でちょっとわからないところがあるんで、それだけ確認させていただいたと思うんですが、この被害状況の調査といたら……。

○橋本委員長 どこの場所ですか。

○守井委員 ①で、第1項。

○橋本委員長 ①の何点目。

○守井委員 1点目。被害状況の調査となつとんですが、これは被害状況の調査結果という意味ですか。被害状況のまとめという意味の調査ということ。これ調査日とかなんか、被害状況の調査だけじゃと内容がわからないなっていうような感じが一つあります。

それから、被害届っていうのはもう出したやつですから、これ現物はないと思うんですが、被害届の写しとかそういう形のものでないかと思うんですけど。

○橋本委員長 もちろんその意味だろうと思います。本書は警察のほうにあるんで。

○守井委員 ないんで、だから文章化したら被害届っていったらほんまもの、そのものという意味合いにとれる。

○橋本委員長 そこまでしかし厳密に、これだったら写しとか、本書とか、そんなんを一々書くのはちょっと余り……。

〔「要らんかな」と守井委員発言する〕

要らんと私は思うんですけど。

○守井委員 もう一つ。それから、②の住民監査請求の内容なんですが、何を請求されたか調べてみないとわからないんですけど、どういう内容の請求かだけ。同じように26年4月2日の住民訴訟の内容はどういう訴訟だったかというのがわかれば教えてもらえれば。

○橋本委員長 提案者の田原委員。はい、どうぞ。

○田原委員 被害状況の調査というのは、現場を見て、どういうところが被害があったのか、何がどのようにとられておるのかという状況がわかるものを教えてくださいということです。

被害届ってというのは、当然相手側に出してますから、こちら手元がないことは当然ですけども、被害届を出すためには担当者がこういう被害届を出してよろしいかという起案書も当然あるはずですし、控えもあろうかと思しますので、どういう届けを出したのかということを探ねればいいことですし、監査事務局へ問うことは、その内容は、わからないから内容を出してくださいというのが今回の調査の依頼じゃないでしょうか。

○橋本委員長 守井委員。

○守井委員 要するにアルファビゼンに関係するということの監査請求という形の。私はその内容を見ていないからわからないんで。

○橋本委員長 ここに日付を明記してあります。平成26年1月9日に本案件について住民監査請求が起こされておると。その住民監査請求の写しを我々に見せてほしいという、これは要求じゃろうと思います。まだ、特定できませんか、それでも。

○守井委員 まあ、調べたらわかるんですけど。アルファビゼンに関してのという意味じゃな。

○橋本委員長 もちろん。

○田原委員 当然、そう。アルファビゼンの盗難事件に関する調査特別委員会に必要な資料ということで、2は監査事務局へお願いしたいし、1と3については市長宛にお願いすればいいことじゃないでしょうか。

〔「はい」と守井委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないようでしたら、これらの資料要求を委員長名で議長に出して、議長から資料の要求をしていただくということになろうかと思います。

議長から休憩中に提出期限を明記しなければならぬんじゃないかということで、事務局と相談をいたしました。1週間、7日間ということで設定をしたいと思います。これにつきましてはいかがでしょうか。

きょうは幹事会がないもので、もう直接ここでお諮りいたします。

1週間ということでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのように取り計らいます。

ここは、それでは、資料請求はこれをもちまして議了です。

続きまして、次回の委員会につきましてを相談をいたしたいと思います。

9月定例議会がこれから始まります。で、この資料が、例えばきょう送付したにしても1週間後に資料が返ってまいります。その返ってきた資料をもとに、事前審査の機関、幹事会でそれら

を見て、それで説明員にどういった人を、参考人等々をどういう人をお呼びすべきかというようなことや具体的な質問内容を決定をして、次の委員会に諮りたいと思います。今回が第2回目、第3回目の委員会で諮りたいと思いますので、その予定を9月28日の水曜日にいたしたいと思いますが……。

〔「27」と呼ぶ者あり〕

あっ、ごめんなさい、9月27日の火曜日にいたしたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。

第3回です。今回が第2回。えっ、時間は9時半でございます。

9月27日火曜日第3回の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会で、このときはまだ参考人も証人もお呼びすることができません。ここにございます資料を皆さんに渡すのと、この資料に基づいて、具体的な調査項目を幹事会で決定をする、あるいは参考人、証人をこういう人をお呼びしたいというようなことを決定して、それを皆様方に第3回目の委員会で諮ると。で、了解がいただけたら、第4回目の委員会にお呼びすることができるという、ちょっと手順を踏まなければならないということでございますので、御了解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。

守井委員。

○守井委員 それはそれで結構だと思うんですけども、やはり先ほど申しあげました事前協議機関、幹事会をやられるということで、そのほうを先にやられて、そしてその中でまた先ほど提案されたような質疑じゃない質問事項をですね、それをそこで協議するというような形になるんだろうと思うんで、その幹事機関と言いますか幹事会のほうの段取りを先にやっていただいたらいいんじゃないかなと思う。もちろん27日というのはそれはそれで結構なんですけども、それより以前に幹事会でいろんなことを相談せないかんのじゃないかなというふうに思うんですけど。

○橋本委員長 はい、それはだから先ほど説明したとおり、きょうから1週間あったら1週間で資料が出てまいります。その資料を幹事会にお見せして、それで具体的な質問事項の決定、それからそれらを誰に尋ねるのかということで、それが参考人なのか証人なのか、そういったこともろもろを具体的なことを決めて、次回の第3回目の委員会に幹事会の決定事項を皆さんに諮って、それで決定してもらわなければお呼びすることができませんので、参考人、証人の招致は早くとも4回目の委員会からということになります。

それでよろしいか。そういう手順を踏まなければなりません。

よろしいでしょうか。

どうぞ副委員長。

○川崎副委員長 1週間以内ということは、きょうが2日ですから9月9日までに資料が届く

予定ということなんで、それを受けての幹事会ということですが、確認の意味で、当然幹事になっていない全議員にその資料が1週間以内にできるなら、届けて目を通してもらいながら幹事会決定を9月27日に承認する、修正があるなら修正する、委員会としたらいいと思うんで、資料も全員に、27日に渡すんじゃなくて全員に1週間後に資料が整うのであれば、全員に1週間以降に渡ったほうがいいという確認はしていただいとったほうがいいと思います。

○橋本委員長 ただいま副委員長のほうから先ほどのような提案がございました。

資料が出てきたら、幹事会だけで提示するのじゃなくて、幹事会以外のメンバーもいるんで、次回の正式な委員会で提示をするよりも先に、恐らく幹事会と同時ぐらいに委員にもその資料を配付すべきではないかという意見がございました。

基本的に、事務局、それは可能ですか。そういうふうにしたからといって、違法とかそういったことではないわけですね。

○石村議事係長 そのようにいたします。

○橋本委員長 法に適合しておるということでございます。皆さんいかがでしょうか。

御異論がなければ、事務局がそのように手配をすると。幹事会に配付したのと同ぐらいに皆さんにも、幹事会以外のメンバーにもその資料が手に渡るようにするということです。ただし、それらについては、次回の委員会に必ず持参をしていただくというようなことになろうかと思いますが御協力いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り計らい……。

尾川委員。

○尾川委員 資料の確認なんですけど、取り扱いについて、いつか1週間後に執行部から出てくるんですけど、その資料の取り扱いについての注意事項をちょっと、あったら。もう公開してもええんかどうか、取り扱いについて。

○橋本委員長 それにつきましては事務局。

原則公開をしてはならない文書は恐らく黒塗りで出てくりゃへんかなと思うんですけど、執行部からは。

事務局どうですか。

入江議会事務局次長。

○入江議会事務局次長 今回の資料請求については、通常の常任委員会と同様の資料請求となっております。なので、返ってくる資料に注文がつく場合もあろうかと思えます。あるいは黒塗りの系、個人情報の部分がない場合もあるかと思えます。資料については、議員限りでというところが妥当ではないでしょうか。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 黒塗りのものを見て審査はできんのじゃから、黒塗りのものが出てくるんだった

ら、ちゃんとしてもう黒塗りじゃないものを出せということで、ちゃんとした請求をするべきだと思います。黒塗りして何を審査するんなら。何の被害額も何も、こっちの審査のしようがないじゃない。そういうような場合はどうなるのかな。

○橋本委員長 事務局にお尋ねをしたいんですが、先ほどの答弁の中で、一般的な常任委員会と同等の資料請求であると。つまり、百条委員会の資料請求であるということでないならば、そう大きな権限というんですか、調査権限は付与されないのではないかなというおそれがあるんですが、百条委員会としての資料要求であるというふうに要求を格上げすることはできないんですか。

事務局次長。

○入江議会事務局次長 資料請求についてあるいは報告については、一般的事項で申し上げましたとおり、98条の1項、100条の1項、100条の10項によるものであれば、そのような形になろうかと。

○橋本委員長 ですから……。

○入江議会事務局次長 ではない形の資料請求だと考えております。

○橋本委員長 つまり、具体的には今回のこの資料請求は、98条第1項あるいは100条第1項あるいは100条第10項による資料請求ではない、ごくごく一般的なこれ見せてよという資料請求だということですか。だから、それを格上げをする、要求の強さを格上げする、百条委員会がこれらの資料を求めとんだということではできないんですか。でないと、一般的に住民監査請求が出たときに黒塗りのどうでもいいところしか見えんような格好の資料が返ってくる懸念があるんで、それを言よんです。百条委員会が請求をした、資料請求をしたものであるというちょっと要求度が強いものというのはいませんか。

入江議会事務局次長。

○入江議会事務局次長 そうなりますと、例えば100条1項の記録の提出を権限として付与した場合に、これが出てきた記録、資料は写しをとることはできません。

○橋本委員長 写しというのが……。

○入江議会事務局次長 議員に配付することはできません。

○橋本委員長 つまり閲覧という格好ですか。本書をそこに置いて閲覧という格好ですか。

○入江議会事務局次長 はい。

○橋本委員長 そのようでございます、田原委員。みんなに配付することができないと。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってください。本書だけでそれを閲覧せえというような格好でしか強権を持った資料要求はそれしかできないと。

田原委員。

○田原委員 先ほどの提案は、1についての資料請求は市長宛に請求するということに提案しましたが、それじゃ監査事務局に同じ請求をしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○橋本委員長 はい、それは百条調査に基づく資料請求ですか。

○田原委員 そうです。

○橋本委員長 いかがでしょうか、入江事務局次長。この①のそれぞれの資料を監査事務局に対して百条調査の資料提出というようにすることができるか否かということです。

ちょっと暫時休憩をいたします。

午後1時18分 休憩

午後1時24分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど休憩中の議論にあったんですが、これらの資料の要求については、旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会として、地方自治法第98条の第1項、法100条の第1項、100条の第10項の規定に基づく資料請求といたしたいと思います。その際、出てきた資料がコピーをされない原本の閲覧のみというような形にとどまることも当然予測されますので、その旨考えておいていただきたいと思います。

以上でそのような資料請求をすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、そのように取り計らいたしたいと思います。

それで、先ほどの次回のこの委員会を9月27日火曜日午前9時半よりということでございます。ただし、次回の委員会では参考人あるいは証人の招致はございません。これらについて、第3回目、次回の委員会で決定をいたしたいと思います。

それから、幹事会につきまして、それぞれの会派でどなたが幹事になれるかを決めて事務局に、議会事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。

以上でよろしいか。何かございませんか。

立川委員。

○立川委員 これ提案なんですけど、せっかく今回調査の特別委員会というのができたので、現状、その現場となっておられる旧アルファビゼンの内部、1階、2階、3階、4階、5階、6階、7階は駐車場でしょうけども、その現場の現状確認をしたらどうかなということなんですけど、いかがでしょう。ここの委員会で。見た人もあるでしょうし、見てない人もいらっしやったら、現状を見て、プレスを連れて行くかどうかは別にして、一旦こう皆さんで現地確認というのは必要なことなのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○橋本委員長 ただいま立川委員のほうから上記のような提案がございました。百条委員会として、一度現場を目視、確認するべきじゃないかという提案でございます。これにつきまして、異論のある方はおられますか。

守井委員。

○守井委員 せっかく幹事会ができるんですから、幹事会で諮ってもらったらいんじゃないか思います、私は。

○橋本委員長 幹事会よりも、この委員会が一番決定権のあるところでございますので、ここで皆さんが、おお、それがいいということになれば、ここで決定できます。次回の委員会で決定できます。ああ次回の委員会で休憩をして見に行く、議員派遣というものが伴いますので、それをここで決定しなければ、幹事会で決定をしたら、次の委員会で決定を受けて第4回目でないの見に行けません。ですから、今立川委員はここで決定をして次の委員会で見に行けるようにしてはどうかということを提案されとんだらうと思います。

異議がある方がおられて。異議じゃないですね。

田原委員。

○田原委員 見られている人もおるし、私は見とんどすけども、見られていない人もおられるみたいやから1回見たらええんじゃないですか。

○橋本委員長 ほかに、異論のある方おられませんか。別にそんな、見んでもええじゃねえかと。

守井委員。

○守井委員 ちょっと反対、ここで決めたらもう見れるんですか。

〔「それは見れるんじゃ……」と呼ぶ者あり〕

いやいや、それは市長部局とかそういうところと相談せないけんのじゃないんですか。大丈夫ですか。

〔「調査権じゃ」と呼ぶ者あり〕

〔「構うもんか」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 いや、それは百条委員会の調査権でもって現場を調査するというふうに言えば、簡単にはあらがえないと思いますが。

立川委員。

○立川委員 執行部のほうの説明もつけてということの現状確認ということのほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

〔「そりゃあええなあ」と呼ぶ者あり〕

説明つきといますか。映像つきは別にして。そのほうがより執行部も協力しますよ、我々議員のほうも協力しますよ、現状どうなっとんでしょうか、見に行きたいな。そのぐらいの感覚でいいように思うんですが。いかがでしょう。

○橋本委員長 ほかの委員の皆さん御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないということでありましたら、この委員会として現場を一度確認したいということを議長を通じて執行部に申し入れをしていただきます。できればその候補は次の委員会、第3回目の委員会で行いたい。だけど、これは相手があることですから、その日が執行部にとって都合のいいときかどうかはわかりませんので、これは流動的です。そのときに決まったら、すぐさま石村君、議員派遣の手続をするわけですね、次の委員会で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのような形になろうかと思えます。よろしく願いをいたします。

ほかにございませんか。

立川委員。

○立川委員 そのときに、さっきちょっと言ったんですが、公開ということで、プレスは連れて行く、行かないという問題は別に構へんのですか。

○橋本委員長 それはまた幹事会とかそういったもので決めたらいいんじゃないかなと思えますが。

〔「じゃあ、お願いします」と呼ぶ者あり〕

多分、それはちょっと難しいなと思えます。被害現場を見るわけですから。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、長時間にわたる慎重な審議ありがとうございました。

これをもちまして旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたしたいと思えます。

御苦労さまでした。

午後1時31分 閉会